

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第21条に基づき、公益社団法人産業安全技術協会（以下「協会」という。）の職員の給与について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、協会の職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に指定する職員、臨時に勤務する職員、常時勤務を要しない職員等については、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は次のとおりとする。

(1) 本給

(2) 扶養手当

(3) 職務手当

(4) 時間外勤務手当

(5) 期末手当

(6) 勤勉手当

(7) 通勤手当

(8) 住居手当

(9) 単身赴任手当

(10) 健康手当

2 協会の業務について生じた職員に対する実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

3 在宅勤務者の給与については、別に定める在宅勤務規程による。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、全額を通貨で直接職員に支給する。ただし、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものがある場合には、その金額を控除する。

(給与の支払日)

第5条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は毎月16日とし、当月1日から当月末日までの本給、扶養手当及び職務手当並びに前月1日から末日までの時間外勤務手当、通勤手当、住宅手当及び単身赴任手当（通勤手当、住居手当及び単身赴任手当にあっては、要件を具備するに至った日が、その月の初日であるときは、その日の属する月）を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日（その日が15日となる場合でかつ休日に当たるときは17日）に支給する。

- 2 期末手当の支給のため、給与に関する業務がふくそうする場合の給与の支給については、会長が別にこれを定めることができる。

(職員の本給)

第6条 職員の本給は月額制とし、就業規則第6条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬である。

(本給の決定)

第7条 職員の受ける本給は、その職員の行う職務の複雑困難及び責任の度合いに応じて別に定める「職位に関する規程」により、その職位を決定し、その職位の中の号俸をもって決定する。

- 2 本給の月額は、国家公務員行政職俸給表を参考にして会長が定める。

(昇給)

第8条 昇給の期日は、毎年4月1日又は10月1日とし、職員の昇給は、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、以下によるものとする。

A 良好	5号俸～7号俸
B やや良好	3号俸～4号俸
C 良好でない	0～2号俸

- 3 勤務成績が特に優秀な者については、前項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受ける号俸より8号俸以上、上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれもあわせて行うことができる。
- 4 前各号の規定にかかわらず、満55歳に達した職員については、昇給しない。
また、満60歳に達した職員については、満60歳に達した次年の1月1日から以降、満60歳に達する前の俸給月額の85%に減額する。

(本給の日割計算)

第9条 新たに職員になった者は、その日から本給を支給し、昇給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たな本給を支給する。

- 2 職員が離職又は死亡したときは、その日まで本給を支給する。
- 3 前2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給する以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その本給の額は、その月の現日数から就業規則第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族は、次の各号の1に該当する者であって他に生計の途がなく、主としてその

職員の扶養を受けている者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当は月額制とし、その額は前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,000 円とし、同項第 2 号から 5 号までの扶養親族につき 6,500 円とする。
- 4 扶養親族でない配偶者を有する場合の第 2 項第 2 号から第 5 号までの 1 人目の扶養親族については、6,500 円とする。
- 5 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族異動届）

第11条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号に該当する事実が生じた場合は、その職員はすみやかに、その旨会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の日割計算については、第 9 条の規定を準用する。

（職務手当）

第12条 職務手当は、会長の指定した職員に対して支給する。

- 2 職務手当は、月額制とし、その額はその職務に応じて当該職員の本給額に別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 職務手当の日割計算については、第 9 条の規定を準用する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられた職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して第 15 条に規定する勤務 1 時間当たり本給額の 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 150）を乗じて得た額を時間外手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、1 箇月 45 時間を超えて 60 時間までの時間外勤務手当は、正規の勤務時間の勤務 1 時間当たり本給額の 100 分の 130 を乗じて得た額を支給する。
- 3 1 箇月について 60 時間を超えて時間外勤務をさせた場合においては、その超えた時間の勤務については、正規の勤務時間の勤務 1 時間当たり本給額の 100 分の 150 を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

(休日給)

第14条 就業規則第10条第1項に規定する休日において、勤務することを命じられた職員には、その勤務した時間に対して第15条に規定する勤務1時間当たりの本給額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に及ぶ場合は、その時間の勤務については100分の160)を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第10条第2項の規定により休日を振り替え日に勤務を命じられた職員については、その日を通常の勤務日とみなして通常の給与を支給する。ただし、その振り替えた日に、正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、前条の規定を準用する。

(勤務1時間当たりの本給額の算出)

第15条 前2条に規定する勤務1時間あたりの本給額は、次の算出により計算した額とする。

$$\frac{\text{本給額} \times 12}{1 \text{ 年度における所定勤務時間数}}$$

(時間外勤務手当の適用除外)

第16条 第13条、第14条第1項の規定は、第12条の規定により職務手当を支給される職員には適用しない。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月15日及び12月5日に支給する。

その対象者は、それぞれの日に在職する職員及びこれらの支給日前1月以内に退職し又は死亡した職員とする。

2 期末手当の額は、それぞれの支給日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給の額に6月15日に支給する場合100分の150、12月5日に支給する場合は100分の200を乗じて得た額に支給日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 在職期間が6月の場合 100分の100
- (2) 在職期間が3月以上6月未満の場合 100分の60
- (3) 在職期間が3月未満の場合 100分の30

3 第1項の期末手当の支給日については、第5条ただし書きの規定を準用する。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月15日及び12月5日に支給する。また、会長が特に必要と認めた場合には、3月15日にも支給することができる。

その対象者はそれぞれの支給日に在職する職員及びこれらの支給日前1月以内に退職し又は死亡した職員とし、その日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績及び在

職期間に応じて支給する。

2 前項の勤勉手当の支給日については、第5条ただし書の規定を準用する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する職員に対し、その者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給する。

ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。

2 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である者は除く。)にあつては、次の各号に掲げる区分に応じた額とする。なお、通勤距離が片道40キロメートル以上の職員で、高速道路等の利用により通勤時間が30分以上短縮される場合には、特別料金等の額の1/2に相当する額(2万円を限度)を加算して支給する。なお、支給額は、人事院勧告を参考にして会長が定める。

(1)	通勤距離が片道 5 キロメートル未満	2,000 円
(2)	5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
(3)	10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
(4)	15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000 円
(5)	20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
(6)	25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800 円
(7)	30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
(8)	35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600 円
(9)	40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
(10)	45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200 円
(11)	50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
(12)	55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800 円
(13)	60 キロメートル以上	31,600 円

(住居手当)

第19条の2 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借受け21,000円をこえる家賃を支払っている職員(嘱託として採用した者を除く)には、その家賃の額と21,000円と差額の2分の1(その額が16,000円をこえるときは16,000円とする。)に11,000円を加算した額の月額住居手当を支給する。

(単身赴任手当)

第19条の3 単身赴任手当は、協会勤務に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

2 単身赴任手当は、月額制とし、その額は、23,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて次の各号に定める額を加算した額)とする。

(1)	100キロメートル以上300キロメートル未満	6,000円
-----	------------------------	--------

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満	12,000円
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満	18,000円
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満	24,000円
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満	30,000円
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	35,000円
(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	40,000円
(8) 1,500キロメートル以上	45,000円

(健康手当)

第19条の4 協会本部の最寄り駅から協会本部までを交通機関を利用せず徒歩で通勤する職員に対して、3,000円の月額健康手当を支給する。

(休暇の際の給与)

第20条 就業規則第18条及び第20条に規定する休暇の時間又は日については、通常の勤務をしたものとして、給与を支給する。

(欠勤者の給与)

第21条 業務上の傷病により、遅刻、早退又は欠勤した時間又は日については、通常の勤務をしたものとして、給与を支給する。

- 2 就業規則第15条に規定する遅刻、早退又は私的外出であつて同規則第16条第4項の規定により年次有給休暇又は時間単位年休に振り替えないものについては、本給月額を21で除して得た額にその欠勤の日数を乗じて得た額又は勤務時間当たりの支給額を本給から控除して支給する。この場合の時間数の計算は、分単位とする。

(休職者の給与)

第22条 職員が業務上の傷病により就業規則第25条第1項第2号の規定に基づき休職を命じられた場合は、その休職の期間中本給、扶養手当、職務手当及び住居手当の全額を支給する。

- 2 業務外の傷病により就業規則第25条第1項第1号又は第2号の規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中給与は支給しない。
- 3 職員が就業規則第25条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中本給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の範囲内において支給することができる。
- 4 職員が就業規則第25条第1項第4号及び第5号の規定により休職を命ぜられた場合は、その休職期間中本給、扶養手当及び住居手当の一部を支給することができる。

(停職者の給与)

第23条 職員が就業規則第42条の規定による出勤停止の処分を受けた場合は、その期間中の給与は支給しない。

(給与の非常時払)

第24条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、出産、疾病、災害、婚礼、葬儀やむを得ない事由による1週間以上帰郷、その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合は、第5条の規定にかかわらず請求の日までの本給、扶養手当及び住居手当の額を支給する。

2 前項の場合の非常時払の日割計算は、第9条の規定を準用する。

(実施に関し必要な事項)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

- (1) この規程は、平成13年4月1日から適用する。
- (2) 平成15年1月1日一部改正。
- (3) 平成16年1月1日一部改正：第8条4、第9条の2、第10条3の修正。
- (4) 平成17年1月1日一部改正：第9条の2第2項但書。
- (5) 平成20年4月1日一部改正。
- (6) 平成23年1月1日一部改正。
- (7) 平成23年4月1日一部改正。
- (8) 平成26年12月1日一部改正：第19条の1第1項の改正。第19条の3の新設。
- (9) 平成27年3月1日一部改正：第18条第1項の改正。
- (10) 平成27年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正。
- (11) 平成28年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正。
- (12) 平成29年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正。
- (13) 平成30年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正。17条第2項の改正。19条第2項の改正。
- (14) 平成31年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正。
- (15) 令和元年10月1日一部改正：第3条の改正。第19条の4の新設。
- (16) 令和2年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」、第21条第2項改正。
- (17) 令和3年1月1日一部改正：第3条第3項の新設。
- (18) 令和5年4月1日一部改正：第7条第2項「給与月額表」の改正

公益社団法人 産業安全技術協会

令和5年4月1日

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号俸	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号俵	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200					
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500					
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800					
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000					
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300					
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600					
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800					
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000					

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号俵	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
86	244,500	292,400	339,500	378,200						
87	245,100	292,700	340,000	378,600						
88	245,600	293,100	340,400	379,000						
89	246,100	293,400	340,700	379,400						
90	246,600	293,800	341,100	379,900						
91	246,900	294,100	341,600	380,300						
92	247,300	294,500	342,000	380,700						
93	247,600	294,700	342,200	381,000						
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								